

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本町は、県内有数の畜産（酪農、養鶏）地帯であり、水稻及び野菜等の土地利用型農業が行われている。しかし、農家戸数の減少、農林業経営者の高齢化等によって耕作放棄地が増加しており、今後一層深刻化するものと見込まれる。

このため、畜産農家から排出される相当量の家畜ふん尿、本町及び近隣市町村の山間部に多く賦存する木質系バイオマス等を活用した再生可能エネルギー電気の発電事業に取り組むことで、発電事業により得た収益が地域に直接還元されるよう努めることとする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地番	地目	地積 (㎡)	備考
A	川南町大字川南	4591番地5他	宅地他	34,286	木質バイオマス発電施設
B	川南町大字川南	4621番地1他	宅地他	15,304	家畜系バイオマス発電施設
C	川南町大字川南	4597番地1他	宅地他	10,874	家畜系バイオマス発電施設
D	川南町大字川南	14823番地1他	宅地他	9,390	木質バイオマス発電施設
E	川南町大字川南	26007番地3他	宅地他	26,671	木質燃料供給施設

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	宮崎森林発電所	5.7 MW	木質バイオマス発電施設
B	みやざきバイオマスリサイクル第1発電所	11.35 MW	家畜系バイオマス発電施設
C	みやざきバイオマスリサイクル第2発電所	11.35 MW	家畜系バイオマス発電施設
D	川南バイオマス発電所	5.7 MW	木質バイオマス発電施設
E	宮崎FCP※	—	—

※宮崎FCPは木質燃料供給会社

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備 考
A・D・E	売電収益の一部を地域に還元し、再造林の促進、周辺地域の環境保全を図るとともに、地域人材を積極的に雇用する取組。	発電事業の燃料となる木質バイオマスについては、主に地域内の山林に賦存する未利用材等を利用する。
B・C	鶏ふんを長期的かつ安定的な価格で買い取ることで農家の所得向上に寄与し、また、売電収益の一部を地域に還元し、周辺地域の環境保全を図るとともに、地域人材を積極的に雇用する取組。	発電事業の燃料となる鶏ふんについては、主に地域内の養鶏農家から搬出されるものを利用する。
A・B・C・D・E	発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を災害時、その他非常時において、川南町に所在する需要設備に供給し、地域の防災に寄与する取組。	

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。(川南町の環境をまもる条例に基づく)

(2) 景観との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。(川南町の環境をまもる条例に基づく)

7. 農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

今後10年間で、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う再生可能エネルギー発電設備(地域資源バイオマス発電)を23MW導入することを目指すこととする。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、川南町再生可能エネルギー促進による川南町再生エネルギー促進農山漁村活性化協議会が認定設備整備計画についてその実施状況(施設整備の進捗状況、稼働状況)を調査し、認定設備計画の進捗を確認することとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は、設備整備事業者の責任において、区域周辺への環境の保全や安全性の確保を図るため、施設の撤去等の対策を行うものとする。

9. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや公報等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本町及び再生可能エネルギー発電事業者は、本町の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。